

「監査人から引受事務幹事会社への書簡」要綱
及び改正専門業務実務指針「監査人から引受事務幹事会社
への書簡について」の改正の概要



目次

1. 改正の経緯
2. 「監査人から引受事務幹事会社への書簡」要綱の改正の概要
3. 専門業務実務指針「監査人から引受事務幹事会社への書簡について」の改正の概要

1. 改正の経緯

- 2024年4月以降開始する会計期間より金融商品取引法に基づく四半期制度が廃止され、第1・第3四半期報告は四半期決算短信に一本化され、第1・第3四半期決算短信に添付される四半期財務諸表等のレビューは原則任意となる。
- 「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」では、金融商品取引所の定める規則により四半期財務情報を作成しているときは、レビューの有無に関わらず、有価証券届出書に四半期財務諸表を掲げることができるとされている。
- 現行の「監査人から引受事務幹事会社への書簡」要綱及び改正専門業務実務指針「監査人から引受事務幹事会社への書簡について」は、四半期財務諸表に対するレビュー報告書が必ず発行される状況を前提としているため、上記の制度改正に対応した所要の見直しを行うこととした。

2. 「監査人から引受事務幹事会社への書簡」要綱の改正の概要

- 金融商品取引法に基づく四半期報告制度の廃止への対応

- 用語の置換え（主な用語の置換え）

| | | |
|------------------|---|--------|
| 四半期レビュー | ➡ | 期中レビュー |
| 四半期財務諸表 | ➡ | 中間財務諸表 |
| 四半期会計期間又は四半期累計期間 | ➡ | 中間会計期間 |

- 書簡や作成業務契約書における電子署名の利用への対応

- 「VI 書簡の授受」に書簡の電子署名の記載を追加

- 作成業務契約書の（参考様式）の「第4条」に書簡の電子署名に関する記載、末尾に契約書の電子署名を可能とする記載を追加

- 株式上場承認前に有価証券報告書を提出する場合（S-1方式）への補足説明

- 有価証券届出書等日の提出日を上場承認日に提出する訂正届出書の提出日と読み替える脚注を追加

- その他

- 「VII 書簡の記載内容」の調査項目の例示を現行の実務に即した内容に修正

- 作成業務契約書の（参考様式）の脚注の記載箇所及び内容を見直し

3. 専門業務実務指針「監査人から引受事務幹事会社への書簡について」の改正の概要

- 金融商品取引法に基づく四半期報告制度の廃止への対応
 - 用語の置換え（主な用語の置換え）

| | | |
|------------------|---|--------|
| 四半期レビュー | ➡ | 期中レビュー |
| 四半期財務諸表 | ➡ | 中間財務諸表 |
| 四半期会計期間又は四半期累計期間 | ➡ | 中間会計期間 |
 - 四半期財務情報に対するレビューを行っている場合の記載を、冒頭及び適用指針に追加
- 保証業務実務指針（序）「保証業務実務指針及び専門業務実務指針並びに関連する公表物の体系及び用語」に基づく対応
 - 要求事項と適用指針の明確化
 - 「「監査人から引受事務幹事会社への書簡」要綱」と整合性を図るための記載順序の再構成
- その他
 - 文例の〔想定条件〕を中間財務諸表提出後の事例に変更
 - 調査項目の例示や経営者確認書の文例を現行の実務に即した内容に修正

●● 信頼の力を未来へ
jicpa

◆ 日本公認会計士協会